

第2号様式(第10条関係)

令和6年7月24日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

大城 憲幸



令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費收支報告書

議員名 大城 憲幸

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備 考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	247,900	議会報告書作成費、レンタルバイク代
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費	140,206	事務所賃借料、電気料、水道代
事務費	19,962	プロバイダー料金、固定電話料金
人件費		
合計	408,068	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 41,932 円

統一樣式-①

經費區分別支出一覽表

經費区分 広聴広報費

経費区分（広聴広報費）

- ① 交通費 (理由：議会活動報告だよりVol.12郵送代のため)
・充当割合：10/10 (理由：議会活動報告会だより郵送代のため全額充当)
・充当金額：40,000円

領收証 大城電音様 No._____

金額	40000
内訳	但、以下に記載
現金	63年5月18日 上記正に領収いたしました
小切手	南城市大里字高平132-3
手形	S.S 金城
消費税額等(%)	TEL(098)945-1056
消費税額等(%)	

登録番号 _____

GR1622

経費区分（広聴広報費）

- ① ・議会活動報告書作成費Vol.12（議会活動報告だより）
・充当割合：10/10（説明：別途、広報誌充当確認票添付）
・充当金額：207,900円

領收証

領収日 令和 6 年 5 月 10 日

印 刷 全 般

長城畫樣

有限会社 アイドマ印刷

代表取締役 座嘉比

元902-0073 沖縄県那覇市字上山田3-24番地

電話 (098) 833-1422

FAX (098) 833-1144

登録番号 T8360002005532

受領者	備考	小計		181000	
		消費稅		181000	
		合計		181000	

広報紙充当可能割合確認票

議員名

大城 憲幸

広報紙名	紙面割合
議会活動報告 だよりVol.12	<ul style="list-style-type: none">● 全体面積: $29.6\text{cm} \times 21\text{cm} \times 2\text{面} = 1243.2\text{cm}^2$● 充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$● 充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 1243.2\text{cm}^2) = 1 - 0 = 100/100$以下



次世代を担う
子どもたちのために！

議会活動 報告だより

vol.12

沖縄県議会員

大城ノリユキ

あいさつ

発行：大城憲幸
事務所：南城市大里字高平132-3 103号
TEL: 090-4470-2131

県議会議員として2期8年、最後の議会を終えました。

今議会は、資材やエネルギー高騰に伴う農林水産業・製造業の厳しい状況、国の補助金減額に伴う道路整備等の遅れ、そして自衛隊や米軍基地問題が主な議論となりました。

また、この間私の任期8年は公約である教育の無償化や子育て環境の充実、農林水産業を支え元気にする施策にこだわってきました。

老朽化した製糖工場や青果市場は民間企業と連携し、クリーンエネルギー・加工業・倉庫業と組み合せる事により民間投資による施設整備を提案し、その他にも民間企業の資金や知恵を借りて施設整備を行う、国や補助金頼りからの脱却を提案してきました。

教育の無償化は400億円以上の莫大な予算を必要としますが、8千億円余の県予算からすると知事や議会が自分達の退職金や報酬を削減しながら本気の改革を行えば可能と訴え、議論を重ねて来ました。

しかし、私の想いより前例踏襲主義や与野党対立の壁は高く、県庁や議会の改革は思うように進まない中任期満了を迎えます。

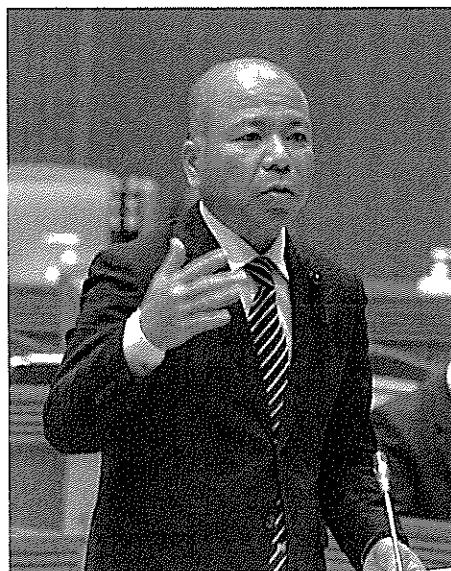
この国の借金は雪だるま式に増加し、少子化は想定以上に進み出生数はピーク時の三分の一まで減少しました。

国会も含めて政治不信が益々深刻化しています。政治家は「言っている事とやっている事が違うじゃないか」との声は我々県議会議員ももっと深刻に捉えるべきであり、出来ない事は言わない、言った事は実行する、約束を守れなければ責任を取る。政治家に求められているのは今はまさに当たり前のこと、道徳心や倫理観だと痛感しています。

大里村から南城市・沖縄県と21年、議会議員を勤めさせて貰いました。

一県民一市民として政治を見つめ直し、自分の役割を考える時間を頂きたいと思います。

これまでのご指導ご鞭撻誠にありがとうございました。



EV自動車視察(経済労働委員会)

記者のメモ



自由闊達な議論の場に

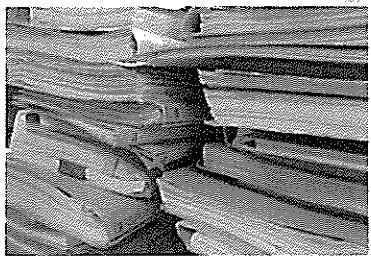
○…県議として最後の一般質問に立った大城憲幸県議（無所属の会、島尻・南城市区）。県議となった8年前に初めて議場に足を踏み入れた時には、その天井の高さと、沖縄の最高意思を決定する場所という空気の重さを感じたと振り返った。同僚議員や県執行部への感謝も述べ、「保守や革新、与野党を超えた自由闊達な議論がなされることが、沖縄の未来や子どもたちの笑顔にきっとつながる」と強調。今後も議場の天井のような高いレベルの議論が交わされることを願った。

代表質問(令和5年12月定例会)

〔声〕 県職員の不適切な事務頻発、知事はしっかり責任を

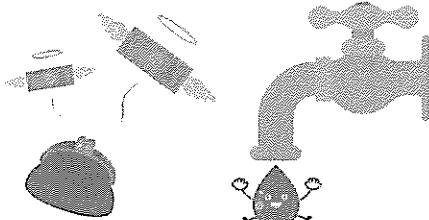
知事：事務の総点検を行い全職員で信頼回復に取組む

ノリユキ：不適正な事務や会計処理が11件も頻発し、特にPFOSの処理や土木の事案ではそれぞれ1億2千万円、2億3千万円の県民負担が出ている。知事給与15%3か月の減額ではリーダーの責任の取り方として不十分だ。



〔声〕 水道料金値上げ

企業局が水道料金を3割値上げするが、組織トップの局長はずっと県幹部の天下り先になっている。知事が任命するものであり、こういった慣例を改めてから県民負担はお願いすべきだ。



一般質問(令和6年2月定例会)

〔声〕 再生可能エネルギーの取組みは次世代に対する責任

知事：世界から選ばれる観光地、脱炭素社会の実現を目指し取組んで行く。

ノリユキ：知事の答弁は美辞麗句を並べるが具体策が伴っていない。世界から大きく遅れる日本、その中でも大きく遅れる沖縄、発電の9割を火力に頼りその燃料の多くを石炭に頼りながら、対応策は不十分であり予算も少なすぎる。しっかり取組んで頂きたい。



〔声〕 ゆがふ製糖工場老朽化問題

知事：危機的状況であり、規模や他産業との連携を検討している。

ノリユキ：ゆがふ製糖工場の老朽化は5年前から指摘しており、副知事含め現場確認し危機的状況を認識しながら同じ議論を繰り返している。知事が政治判断し農家への明確な説明が必要である。



〔声〕 経営危機の続く畜産業、支える事は食文化を守る事

飼料等生産資材の高騰と高止まりに苦しむ畜産業に対し支援するとしているが、予算が伴っていない。耕種農家と違い畜産の生産基盤は一度辞めると再開できない。我々の食文化は沖縄の宝であり、それを支えているのは畜産農家だ。今は本気で農家を支える必要がある。



〔声〕 農地転用手続き、規制緩和で遊休地活用し農業支援へ

多くの県民や企業から土地利用の相談を受けるが、その殆どが農振地域規制に関するものだ。優良な農地は当然守るべきだが、耕作放棄地や原野になり今後の整備計画もない土地が活用出来ない。財政が厳しく農業予算も充分に確保出来ない状況にあり、市町村と県で農地転用の在り方や規制緩和の議論を進めるべきだ。



統一樣式—①

經費區分別支出一覽表

経費区分

費所務事

経費区分（事務所費）

事務所賃料 令和6年4月分

現金

振込金受取書(兼手数料受取書)

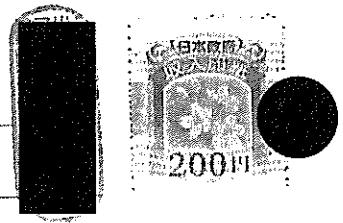
6年 3月25日

沖縄県	店(所)	金額	十億 百萬 千 円
			¥ 51000
現金類			
支拂済小切手			
財金振替			
振込日・振出日			
手数料受取区分		手数料(税込)	
1:即納 2:後納 3:不要		¥ 1550	
滞納手数料(10%)		50円	
お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。			
お振込先金融機関へは、お受取人名のほか行番種目、口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。 の振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。 の過急輸送、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。			
大城 寛幸		様	
〒 -			
南城市大里字高平132-3 103号室			

取扱店

沖縄県農業協同組合

登録番号 T 9360005000785



JA銀行

充当対象経費

家賃	50,000円
駐車料	1,000円
振込手数料	550円
	51,550円

充当割合：9/10 充当額：46,395円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

経費区分（事務所費）

事務所賃料 令和6年5月分

卷八

振込金受取書(兼手数料受取書)

6年4月26日

お 受 取 人	アリカナ [REDACTED]	店(所)	金額
ご 依 頼 人	アリカナ [REDACTED]	十箇	百万
	オシロ 142千	百万	千
	大城 実幸 様	円	円
	南城市大里字高平132-3 103号室	手数料	振込額
		区分	(振込)
		1:即納 2:後納 9:不要	115.50
		割引額(10%)	50円

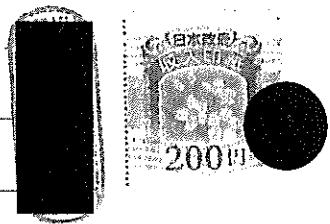
お振込金額のうち決済手續料の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなつたときは、この振込を取り消し、小切手は、原則保全の手続をしないで当店において返却します。

- ・振込先を複数箇所へは、お受取人名のほか貯金権目・口座番号を必須します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- ・振込枚数等に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・お借入額、回線の種類等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ・この振込金受取券(手数料受取券)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- ・振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料かかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

沖縄県農業協同組合

登録番号 T 9360005000785



飞翼低语：名曲的诞生与传播

1818-19

充当対象経費

家賃	50,000円
駐車料	1,000円
振込手数料	550円
	51,550円

充当割合：9/10 充当額：46,395円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に使用しているため

経費区分（事務所費）

事務所賃料 令和6年6月分

振込金受取書(兼手数料受取書)

6年 6月 6日

現金用

お振込先	沖縄県	店(所)	金額	十億	百万	円
お受取人	沖縄県農業協同組合				4	51000
ご依頼人	大城 寛平	様	手数料区分	手数料(振込)		
	フリガナ オオレヒロ	142キ	1: 領納 2: 取扱 9: 不要	4550		
	南城市大里字高平132-3 103号室			滞賃料額(10%)	50 円	

○お振込金額のうち決済未確認の小切手は、上記のとおりですが、万一不渡りとなったときは、この振込を取り消し、小切手は、権利保全の手続をしないで当店において返却します。

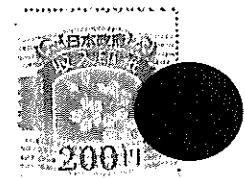
いつもJAバンクを利用いただきありがとうございます。

- 振込先金融機関へは、お受取人名のほか貯金種目・口座番号を通知します。お受取人名はカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 遅延機器、回線の障害等やむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- この振込金受取書(兼手数料受取書)は、振込ができない場合などに必要となりますので、ご依頼人が大切に保管してください。
- 振込ができない場合は、この手数料のほか、別途手数料がかかる場合がありますのでご了承ください。

取扱店

沖縄県農業協同組合

登録番号 T 9360005000785



JAバンク

株式会社 JAバンク

充当対象経費(24日分)

家賃	40,000円
駐車料	800円
振込手数料	439円
	41,239円

充当割合：9/10 充当額：37,115円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

経費区分（事務所費）

水道料金 令和6年4月分～令和6年5月分

南城市上下水道料金領収証書 (回)																					
口座番号 [] [加入者名] 南城市長																					
登録番号 : 410-000203																					
大里字高平132番地3 金城アパート103																					
氏名 大城 憲幸 様																					
令和6年4月分 (令和6年3月12日～令和6年4月12日使用分)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">料金額</td> <td style="width: 10%;">0 円</td> <td style="width: 10%;">内消費税</td> <td style="width: 10%;">0 円</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>2,095 円</td> <td>内消費税</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>***** 円</td> <td>内消費税</td> <td>***** 円</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>***** 円</td> <td>税率10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>2,095 円</td> <td>業務用</td> <td></td> </tr> </table>		料金額	0 円	内消費税	0 円	料金額	2,095 円	内消費税	190 円	料金額	***** 円	内消費税	***** 円	料金額	***** 円	税率10%		料金額	2,095 円	業務用	
料金額	0 円	内消費税	0 円																		
料金額	2,095 円	内消費税	190 円																		
料金額	***** 円	内消費税	***** 円																		
料金額	***** 円	税率10%																			
料金額	2,095 円	業務用																			
納付期限 令和6年5月31日																					
※上記のとおり納入されますよう通知します。 お問合せ窓口は裏面に記載しております																					
令和6年5月7日																					
<p style="margin: 0;">南城市水道事業</p> <p style="margin: 0;">南城市長 古謝 景樹 印</p>																					
登録番号 T8800020003217 領収日付印																					
<p>*この領収書は後日の紛争を避けるため必ず保管してください。</p> <p>*領収日付印の捺印のない領収書は無効です。</p>																					
※收入印紙不要（お客様保管）																					
(回)																					
南城市上下水道料金領収証書 (回)																					
口座番号 [] [加入者名] 南城市長																					
登録番号 : 410-000203																					
大里字高平132番地3 金城アパート103																					
氏名 大城 憲幸 様																					
令和6年5月分 (令和6年4月13日～令和6年5月13日使用分)																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">料金額</td> <td style="width: 10%;">0 円</td> <td style="width: 10%;">内消費税</td> <td style="width: 10%;">0 円</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>2,095 円</td> <td>内消費税</td> <td>190 円</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>***** 円</td> <td>内消費税</td> <td>***** 円</td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>***** 円</td> <td>税率10%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>料金額</td> <td>2,095 円</td> <td>業務用</td> <td></td> </tr> </table>		料金額	0 円	内消費税	0 円	料金額	2,095 円	内消費税	190 円	料金額	***** 円	内消費税	***** 円	料金額	***** 円	税率10%		料金額	2,095 円	業務用	
料金額	0 円	内消費税	0 円																		
料金額	2,095 円	内消費税	190 円																		
料金額	***** 円	内消費税	***** 円																		
料金額	***** 円	税率10%																			
料金額	2,095 円	業務用																			
納付期限 令和6年6月30日																					
※上記のとおり納入されますよう通知します。 お問合せ窓口は裏面に記載しております																					
令和6年6月5日																					
<p style="margin: 0;">南城市水道事業</p> <p style="margin: 0;">南城市長 古謝 景樹 印</p>																					
登録番号 T8800020003217 領収日付印																					
<p>*この領収書は後日の紛争を避けるため必ず保管してください。</p> <p>*領収日付印の捺印のない領収書は無効です。</p>																					
※收入印紙不要（お客様保管）																					

充当割合：9/10 充当額：3,771円（2ヶ月分）

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

経費区分（事務所費）

水道料金 令和6年6月分（24日分）

南城市上下水道料金領収証書 (公)

□番号	加入者名	南城市長
支票番号		410-000203
領收地 大里字高平132番地3 金城アパート103		
此名 大城 幸 様		
令和 6年 6月分 (令和 6年 5月14日～令和 6年 6月13日使用分)		
内用	0 円	内消費税
水道料金	2,095 円	190 円
水道料金税込	***** 円	***** 円
税率	***** 円	税率10%
内用	2,095 円	業務用
納付期限	令和 6年 7月 31 日	

*上記のとおり納入されますよう通知します。
お問合せ窓口は裏面に記載しております
令和 6年 7月 4日
南城市水道事業
南城市長 古謝 景義 印

登録番号 T8800020003217 領收印付印
※この領收書は後
日の紛争を避け
るため必ず保管
してください。

※領收印付印の捺
印のない領收書
は無効です。

※収入印紙本課（お客様保管）

充当割合：9/10 充当額：1,508円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

経費区分（事務所費）

電気料金 令和6年4月分

電気料金払込受領証

大城 審幸 様	
切り取 り す に 金 融 機 関	電気番号 27054- 21-1-4 ご契約種別 従量電灯 令和 6年 4月分
領収金額	1,760 円
料金	1,681 円
再エネ賦課金	79 円
【再掲】 消費税等相当額(10%) 160 円 燃料費等調整額 -848.11 円 課税対象額10% 1,760 円	
コンビニエンスストア等へお出し下さい	ご使用量 57 kWh
※金額を訂正したもの、受領印のないものは 無効となります。 (A ご依頼人控)	
支払期日	5月20日
金融機関 取扱期限日	5月30日
コンビニ等 取扱期限日	6月 9日
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)	

日 附 印

收入印紙貼付欄

充当割合：9/10 充当額：1,584円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

経費区分（事務所費）

電気料金 令和6年5月分

電気料金払込受領証

大城 審幸 様

切り取らすに金融機関
料金
再エネ賦課金

コンビニエンストア等へお出しください

電気番号	27054-	21-1-4
ご契約種別	従量電灯	
令和 6年 5月分		
領収金額	2,073 円	
料金	1,860	円
再エネ賦課金	223	円

[再掲]
消費税等相当額(10%) 188 円
燃料費等調整額 -963.18 円
課税対象額10% 2,073 円

ご使用量 64 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月20日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	6月28日	支取(4) 269788
コンビニ等 取扱期限日	7月10日	'24.5.29
沖縄電力株式会社 (T3360001008565)		

ローソン
鹿児島県鹿屋市

充当割合：9/10 充当額：1,865円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

経費区分（事務所費）

電気料金 令和6年6月分（24日分）

電気料金払込受領証

大城 達幸 様

切り取
らす
に金
融機
関
料全
再工
等へお
出しくだ
さい。

電気番号	27054-	21-1-4
ご契約種別	従量電灯	
令和 6年 6月分		
領収金額	2,186 円	
料金	1,967	円
再工賃課金	219	円

【再掲】

消費税等相当額(10%)	198	円
燃料費等調整額	-806.34	円
課税対象額10%	2,186	円

ご使用量 63 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。
(A ご依頼人捺)

支払期日	7月22日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月 1日	24.6.25
コンビニ等 取扱期限日	8月11日	
沖縄電力株式会社 (T3360001008585)		

収入印紙貼付欄

充当割合：9/10 充当額：1,573円

理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に
使用しているため

統一様式-③

事務所費充当状況申告票

議員名 大城 憲幸

1. 事務所の状況

住所	南城市大里字高平132番地3
----	----------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	9/10
------	------

充当割合の説明 :

政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に使用しているため

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	駐車料 1,000 円

(充当額)

家賃(月額)	45,000 円
その他	駐車料 900 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

大城 憲幸



事務所概要申告票

議員名 大城 憲幸

1. 物件の所在

住所	南城市大里字高平132番地3 金城アパート103号室
電話番号	[REDACTED]

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [REDACTED]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 大城 憲幸



賃貸人 氏名 [REDACTED]



住所 [REDACTED]

貸室賃貸借契約書（事務所用）

自 平成28年10月 1日

至 平成30月 9月30日

賃貸人

賃借人

大城 憲幸

(社) 沖縄県宅地建物取引業協会会員



拓 陽 住 宅

沖縄県知事(4)第3122号

TEL (098) 943-1985

FAX (098) 943-1986

賃貸借契約書

賃主（以下甲という）_____

借主（以下乙という）_____ 大城 審幸

上両者間に、下記の賃貸借物件に関して、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

記

賃貸借物件 名称：金城アパート
所在地：南城市大里字高平132-3
鉄筋コンクリート造 2階建 1階 103号室
使用目的：事務所

第1条 甲は乙に対して前記賃貸借物件を賃貸し、乙は前記使用目的のため以下の各項を承諾したうえ、前記物件を賃借する。乙は甲の書面による承諾がなければ使用目的の変更はできない。

第2条 賃貸期間は平成28年10月1日より平成30年9月30日迄の2ヶ年とする。但し、期間満了の1ヶ月前迄に契約当事者の一方が他方に書面で解約の通知を為さざる時は、満期の日より更に満1ヶ月間同一条件により契約は更新されるものとし、以後この例による。

第3条 賃料は、1ヶ月金 50,000円とし、乙は毎月 25日までに翌月分を甲の指定する場所に持参するか、もしくは甲の指定する銀行口座に送金にて支払う。
1ヶ月に満たない場合は、日割計算とする。
賃料には電気・ガス・上下水道・電話料金の使用料は含まれず、その支払いは乙の負担とする。駐車場は2台無料（事務所前）とする。

第4条 契約期間中に賃料に改定の必要が生じた場合、甲は、2ヶ月間の予告期間をおいてこれを行うことができる。但し、契約期間更新時における賃料の改定については予告期間を省略してこれを行うことができる。

事務所費

第5条 共益費は1ヶ月金——円也、駐車料使用料は、1ヶ月金5,000円也とし（1台に付1,000円）乙は毎月25日までに翌月分を賃料と一緒に支払う。それらの改定は前条に準じて行う。

第6条 乙が賃料・共益費用・駐車場使用料の支払いを遅延した場合は、年参割五分の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第7条 水道料金は、南城市役所水道課の管理とし、乙にて支払を行う。

第8条 乙またはその関係者が、駐車場の建物もしくは施設に損害を与えたときは、乙は甲に対して損害賠償責任を負うものとする。

甲は、駐車中の車両に対する盗難、損傷、火災、その他乙の駐車場利用に関して生じた一切の損害について何らの責任を負わないものとする。

第9条 乙は本契約と同時に敷金として金50,000円、礼金として金50,000円合計額100,000円を甲に差し入れる。

但し礼金は契約期間に限らず甲において没収する。

乙は契約期間中は敷金、礼金をもって賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することはできない。

第10条 甲は、前条の敷金を、本契約終了後、甲が乙から賃貸借物件の明渡しを受け且つ乙が本契約に関する一切の債務を精算した後に次の期間及び控除率に応じて返還する。但し、利息はつけないものとする。

1. 本契約締結後、2年未満に乙が本契約を解約した場合は、違約金として敷金は甲において没収する。

2. 2年以上経過した場合は金50,000円を返還する。

3. 乙は賃貸借物件の明渡しに際し、畳の取替え、襖の補修、その他小修理並びに清掃費を乙が実費負担とする。

（短期間の入居でも畳は取替えいたします。）

第11条 乙は事由の如何を問わず、第三者に対して、賃貸借物件の全部もしくは一部の賃借権を譲渡し、又は賃貸借物件を転貸（同居、共同使用その他これに準ずる一切の行為を含む）してはならない。

第12条 乙又は賃貸借物件に模様替、冷房機の取付その他すべて、現状を変更する工事等を行わんとする時は、予め甲の書面による承諾を得、且つ甲の指図を施工し、

事務所費

検査を受けなければならない。ガス器具の取付け、電話の引込み等もまた同じ。

第13条 乙は、その同居人の責めに帰すべき事由により賃貸借物件を毀損、滅失した時は乙は賠償の責に任ずる。その賠償額の算定は甲の決定に従う。

第14条 乙は、公衆道徳及び衛生を重んじ近隣に迷惑となるような行為をしてはならない。
又、特定の団体に属する会合若しくは集会に賃貸借物件を使用してはならない。
犬、猫、その他生物等の賃貸借物件内における飼育、栽培に関しては甲の許可を必要とする。

第15条 下記の場合の一つに該当したときは、甲は催告を要せずして本契約を解除することができる。この場合、乙は第17条の規定に基づく手続きを完了したのち即時賃貸借物件を明渡すものとする。(下記の乙には乙の同居人を含む。)

1. 乙が賃料、その他の支払いを1ヶ月以上遅延したとき。
2. 乙が賃料、その他の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲との間との信頼関係を著しく害すると認められたとき。
3. 乙が共同生活の秩序を乱すと甲が認めたとき。
4. 本契約締結時において乙が甲の為にする申込書の記載内容と事実が相違しているとき。
5. 乙が無断不在1ヶ月以上及び、賃借権の行使を継続する意思がないと甲において認めたとき。
6. 入居者の中に反社会的組織や団体と関係している者があったとき。
7. 賃貸借物件が火災その他災害で大破又は滅失したとき。
8. その他本契約の各条項に乙が違反したとき。

第16条 乙は、本契約期間中であっても、甲に対して書面により1ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることが出来る。但し、乙は予告に代え、1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができる。

第17条 本契約が期間満了もしくは解除によって終了したときは、乙は遅滞なく下記によって賃貸借物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は、賃貸借物件を現状に回復する。
2. 乙は、甲に対して、名目の如何を問わず、賃貸借物件等に対して乙において支出し、又は支出すべき金銭に関しての請求をなさない。
3. 明け渡しの際、乙は賃貸借物件内の乙の所有物を遅滞なく搬出しなければならない。

4. 乙は甲に対して、電気、ガス等の使用料を清算した旨の領収書を呈示しなければならない。
5. 乙は甲に対して、移転料、立ち退き料、その他名目の如何を問わず、これに類する一切の請求をすることはできない。

第18条 乙が前条1号、3号、4号の義務を履行しない限り、甲は乙に対して敷金の返還を拒むことができる。

第19条 乙が第17条1号もしくは3号の義務を遅滞なく行わない時は甲において任意に賃借物件の原状回復もしくは乙の所有物を処分しても乙はなんら異議を申し立てず、且つこれらに要した費用は乙の負担とする。

第20条 本契約が期間満了もしくは解除により終了したにもかかわらず、乙が賃借物件を明け渡さないときは、乙は甲に対して本契約が終了した日の翌日から明け渡し済みに至るまで最終賃料の2倍相当の損害金を支払う。

第21条 甲又はその使用者等は、管理上やむを得ない必要があるときは乙の承諾を得て（但し、緊急を要する場合はこの限りでない。）いつでも賃貸物件内に入室し、所要の処置をとり、または乙にこれを要求することができる。

第22条 設備されている備品の故障による破損、使用不能による取替は乙の負担とする。

第23条 天災地変、火災その他甲の責めに帰すべきでない事由に基づく事故により生じた乙の損害については、甲は一切賠償の責を負わない。

第24条 大城憲政は乙の保証人となり、乙と連帯して本契約に基づく一切の債務を履行する責任を負う。

第25条 甲が乙に対して、前条の連帯保証人の他に新たに連帯保証人の追加要求をした場合、もしくは前条の連帯保証人に替えて他の連帯保証人を要求した場合、乙は遅滞なく、甲の要求に応じなければならない。

甲が前記要求後、1ヶ月以内に、新たな連帯保証人と甲との間に連帯保証契約が締結されなかった場合は、甲に対して、何ら催告なくして本契約を解除することができる。

事務所號

第 26 条 甲が乙及び連帯保証人に対して、本契約に関して公正証書の作成を要求した場合は、乙及び連帯保証人はこれに応じなければならない。

第 27 条 本契約に関する紛争については、甲の所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意した。

特約条項

家賃振込先 沖縄県農業協同組合 (JA) [REDACTED]

口座名義 : [REDACTED]

口座番号 : [REDACTED]

事務所印

本契約の成立を証するため、本契約書式通を作成し賃貸人および賃借人双方署名押印
を各々1通を保有する。

平成 28年 10月 1日

甲(賃貸人)

住 所

氏 名

乙(賃借人)

現住所 南城市大里字大城303-1

本 籍

氏 名 大城 邁幸

勤務先 沖縄県議会

Tel 098-866-2584

丙(連帯保証人) 住 所

氏 名

勤務先

乙(賃借人)との関係()

丙(連帯保証人) 住 所

氏 名

印

勤務先

Tel

乙(賃借人)との関係()

媒介業者

免許番号 沖縄県知事 (4) 第3122号

事務所所在地 南城市大里字高平 131-36

商 号 拓陽住宅

代表者氏名 後濱一晴

電 話 (098) 943-1985

宅地建物取引主任者 沖縄県知事 第 号

氏 名

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務書

経費区分（事務費）

・固定電話

・充当割合：9/10 理由：政務活動以外に月1回程度、後援会の勉強会に使用しているため

電話料金等払込受領証	
西日本ご利用分	
ご請求先氏名 大城 慶幸 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2024年 5月ご請求分	
金額(円) ¥6,712-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先（無料） 0800-3335550	
領 取 日 期 印 	
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

・4月分
充当額

6040円

電話料金等払込受領証	
西日本ご利用分	
ご請求先氏名 大城 慶幸 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2024年 6月ご請求分	
金額(円) ¥6,713-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先（無料） 0800-3335550	
領 取 日 期 印 	
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

・5月分
充当額 6,041円

電話料金等払込受領証	
西日本ご利用分	
ご請求先氏名 大城 慶幸 様	
お客様番号 [REDACTED]	
2024年 7月ご請求分	
金額(円) ¥6,713-	
受取人 NTTファイナンス株式会社	
お問合せ先（無料） 0800-3335550	
領 取 日 期 印 	
収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	

・6月分 (24日分)

充当額 4,833円

経費区分（事務費）

プロバイダー料金 令和6年4月1日～令和6年6月24日分

領 収 証
(H016401) 大城 寛幸

様 No. 120146

★¥ 7,260-

但し、イタネットプロバイダ料金(2024年4月～9月分)

2024 年 5 月 21 日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
		% 消費税額等
内訳	税率	金額(税抜税込)
		% 消費税額等



コクヨ ウケ-1007

有限会社 **メディアちゃんぶる沖縄**
〒901-0244 沖縄県豊見城市宜保1-1-20 12A
TEL (098)851-2800 FAX (098)851-2801

充当割合：9/10 充当額：3,048円

理由：政務活動以外に利用が明確に区分けできないため